

議案第 27 号

勝山市都市計画審議会条例の一部改正について

勝山市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 12 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市都市計画審議会の委員定数を見直し減員するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

勝山市都市計画審議会条例(平成12年勝山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>6人</u></p> <p>(2) 市議会の議員 <u>4人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>5人</u></p> <p>(2) 市議会の議員 <u>3人</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。